

## 在職年数をもとに上級の免許状を取得する方法（別表第3）

### （1）助教諭免許状から一種免許状に上進する場合

#### ① 短期大学卒業等の場合

高等学校助教諭免許状取得後，高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	5	6	7	8	9	10	11	12
高等学校助教諭免許状取得後，大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10

教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数								
	10	9	8	7	6	5	4	3	
施行規則第五条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目のうち右に規定するもの	3分の2以上の科目について各1単元以上			2分の1以上の科目について各1単元以上			2分の1以上の科目又は2以上の科目について各1単元以上		

	最低修得単位数									
	12	11	10	9	7	6	5	4		
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	3単元以上					2単元以上			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）									
	教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）									
	幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2単元以上					1単元以上			
	特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解									
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）									
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※1	2単元以上					1単元以上			
	総合的な探究の時間の指導法									
	特別活動の指導法									
	教育の方法及び技術	2単元以上					1単元以上			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法									
	生徒指導の理論及び方法									
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2単元以上					1単元以上			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法										

大学が独自に設定する科目	8	7	7	6	5	4	4	3
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---

※1 各教科の指導法に関する科目については、受けようとする免許状に係る教科に関するものとする。

◇ 在職年数には、特別支援学校の高等部又は中等教育学校の後期課程の教諭又は講師としての期間を含む。

〔別表第3の第3欄〕

また、少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が認定した施設、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設で従事した期間も含む。

〔施行規則第67条〕

◇ 最低在職年数（5年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。

〔別表第3備考第7号、施行規則第68条〕

◇ 在職年数には、休職、長期間にわたる休業及び休暇等の期間は含まない。

〔施行規則第70条〕

◇ 各単位は、免許法認定講習、大学の公開講座又は通信教育等において修得した単位をもって替えることができる。

〔別表第3備考第6号〕

◇ 「大学が独自に設定する科目」の修得方法は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」から修得すること。

◇ 「教科に関する専門的事項に関する科目」並びに「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の各最低修得単位数に不足する単位数については、各科目の中から修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、両科目から任意に修得すること。

②大学卒業等の場合（大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し93単位以上修得した者を含む。）

高等学校助教諭免許状取得後，高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	3	4	5	6
高等学校助教諭免許状取得後，大学等において修得を必要とする総最低修得単位数	25	20	15	10

教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数	5	4	4	3
	施行規則第5条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目のうち右に規定するもの	2分の1以上の科目又は2以上の科目について，各1単位以上			

	最低修得単位数	7	6	5	4
各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	3単位以上	2単位以上		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				
	教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				
	幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
	特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解				
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2単位以上	1単位以上		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※1				
	総合的な探究の時間の指導法				
	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術	2単位以上	1単位以上		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					

大学が独自に設定する科目	6	5	4	3
--------------	---	---	---	---

※1 各教科の指導法に関する科目については、受けようとする免許状に係る教科に関するものとする。

◇ 在職年数には、特別支援学校の高等部又は中等教育学校の後期課程の教諭又は講師としての期間を含む。

〔別表第3の第3欄〕

また、少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が認定した施設、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設で従事した期間も含む。

〔施行規則第67条〕

◇ 最低在職年数（3年）を越える年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職の在職年数を通算することができる。

〔別表第3備考第7号、施行規則第68条〕

◇ 在職年数には、休職、長期間にわたる休業及び休暇等の期間は含まない。

〔施行規則第70条〕

◇ 各単位は、免許法認定講習、大学の公開講座又は通信教育等において修得した単位をもって替えることができる。

〔別表第3備考第6号〕

◇ 「大学が独自に設定する科目」の修得方法は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」から修得すること。

◇ 「教科に関する専門的事項に関する科目」並びに「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の各最低修得単位数に不足する単位数については、各科目の中から修得すること。

また、総最低修得単位数に不足する単位数については、両科目から任意に修得すること。

(2) 一種免許状又は特別免許状をもとに専修免許状を取得する場合

高等学校教諭一種免許状又は高等学校教諭特別免許状取得後、高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	3	
高等学校教諭一種免許状取得後、大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	大学が独自に設定する科目	
	15	
高等学校教諭特別免許状取得後、大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
	10 ※1	15

※1 「教育の基礎的理解に関する科目」6単位以上、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」4単位以上を修得すること。〔施行規則第11条の2第1項表備考第3号〕

◇ 在職年数には、特別支援学校の高等部又は中等教育学校の後期課程の教諭又は講師としての期間を含む。〔別表第3の第3欄〕

また、少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が認定した施設、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設で従事した期間も含む。

〔施行規則第67条〕

◇ 在職年数には、休職、長期間にわたる休業及び休暇等の期間は含まない。

〔施行規則第70条〕